

●議題 2

宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置の 経過報告及び今後の流れについて

- ・経過報告及び今後の流れについて
- ・大まかな流れについて
- ・適正規模校の基準について
- ・適正規模化（統廃合）の考え方について
- ・適正配置の考え方について
- ・通学手段について

◎経過報告及び今後の流れについて

（1）これまでの開催経過

年月・年度	経過
令和6年10月～	小規模校11校の地区で教育を語る会を開催（令和7年6月まで）
令和7年7月28日	第1回検討委員会を開催
令和7年8月18日	第2回検討委員会を開催

（2）今後の流れ（目安）

年月・年度	経過
令和7年8月22日	市総合教育会議において、指針（案）の説明
令和7年10月14日	第3回検討委員会を開催
令和7年10月	検討委員会において「基本指針」の策定し教育委員会に報告
令和7年10月	「基本指針」を基に教育委員会で「基本方針」作成
令和7年11月	宇佐市総合教育会議において「基本方針」の承認
令和7年12月	定例校長・所長会において報告
令和7年12月	学校配置適正化に関する調査特別委員会へ「基本方針」の説明
令和7年12月	文教福祉常任委員会へ「基本方針」の説明
令和8年1月～	中学校区ごとに、地元説明会を開催
令和8年4月～	市総合計画・市教育振興基本計画策定への反映

◎大まかな流れについて

検討委員会が基本指針を策定。教育委員会へ報告

- ・令和3年に策定した学級数・児童数の基準を基に、過小規模・極小規模校の適正規模化（統合）等を進めるという指針案を検討委員会で提案し、委員に検討していただき、「適正規模・適正配置に関する基本指針」を策定し教育委員会へ報告。



教育委員会が基本方針を作成する。総合教育会議へ提案

- ・検討委員会から出てきた基本指針をもとに、教育委員会で基本方針を作成する。
- ・教育委員会で、作成した基本方針を総合教育会議に提案する



総合教育会議において基本方針を承認。

- ・教育委員会が提案した「基本方針」をもとに、教育委員会部局の課題だけでなく、市長部局の課題等（放課後児童クラブや、校舎の跡地利用、コミュニティバスなど）を検討し、総合教育会議において「基本方針」を承認する。



基本方針を公表し地域へ説明。

- ・総合教育会議で承認された基本方針を、中学校ブロックごとに説明会を開催。
- ・保護者や地域住民等に、理解・納得等をしてもらった上で、適正規模・適正配置等の計画を進める。

◎適正規模校の基準について

令和3年に設けた「学級数を基準とした適正規模」「児童数を基準とした適正規模」は改正せず、この基準をもとに検討します。

【適正規模の定義】

基 準	①学級数	②児童数
【適正規模】	全校で6学級以上	全校で60名以上
【小 規 模】	全校で5学級	全校で40名～60名程度
【過小規模】	全校で4学級	全校で20名～40名程度
【極小規模】	全校で3学級以下	全校で20名未満

この基準にあてはめた場合、令和7年度、令和9年度、令和13年度の適正規模校数は、下記の表のとおりとなります。

令和7年度

基 準	①学級数	②児童数
【適正規模】	12校	13校
【小 規 模】	3校	3校
【過小規模】	2校	2校
【極小規模】	7校	6校

令和9年度

基 準	①学級数	②児童数
【適正規模】	11校	13校
【小 規 模】	0校	1校
【過小規模】	5校	4校
【極小規模】	8校	7校

令和13年度

基 準	①学級数	②児童数
【適正規模】	9校	9校
【小 規 模】	2校	4校
【過小規模】	3校	4校
【極小規模】	10校	7校

◎適正規模化（統廃合）の考え方について

小学校については、学級数、児童数ともに適正規模基準を満たすように、適正規模化（統廃合）を行うことが望ましく、過小規模校、極小規模校は、優先的に、適正規模を満たすこと（統廃合）を検討します。

適正規模化（統廃合）することで、授業の中ではグループ学習など多様な学びの機会ができるようになることや、生活面では人数が増えることにより、人間関係も広がり、より多くの集団的・社会経験ができるようになります。また、小中一貫教育を取り入れる学校では、小中の教員同士の相互乗り入れや施設の共同利用等教育の質を高めることができます。

◎適正配置の考え方について

令和2年のアンケートで通学時間について10分以内～30分以内が許容範囲と答えた方が全体の8割を占めており、中学校区内の小学校で適正規模化（統廃合）の検討を行います。また、適正規模化（統廃合）を行うこととなった学校間での交流を促進し、児童同士の交流を深め、統合に向けた素地作りに取り組みます。

◎通学手段について

統廃合となった場合の通学手段については、中学生が利用しているスクールバスを小学生も利用する等、原則スクールバスを運用するものとします。